

Topics トピックス

施設利用者満足度調査にご協力を

市が管理運営などを委託している一部の施設で、職員の接遇などに関する利用者満足度調査を実施します。

期 12月7日(火)～17日(金)※変更する場合あり

対象施設／スポーツ・保養施設インフォメーションコーナー、会計課窓口(市役所2階)、公金取扱所(神代出張所)、調布ヶ丘地域福祉センター市民課窓口、染地地域福祉センター市民課窓口

☎(一財)調布市市民サービス公社 ☎486-2112 (企画経営課)

審議会等の会議の傍聴

※要マスク着用・発熱などの風邪症状がある場合は傍聴不可。新型コロナウイルス感染症の感染状況により中止・延期・変更の場合あり

調布市福祉タクシー券のあり方検討委員会

☎12月13日(月)午後2時～4時(受付1時50分～) 所 特別会議室(市役所5階)

☎当日先着5人 ☎車いすや手話通訳を希望する場合は要事前相談

☎障害福祉課 ☎481-7089・☎481-4288

第2回調布市バリアフリー推進協議会

☎12月14日(火)午前10時～正午(受付9時45分～) 所 文化会館たづくり12階大会議場

☎当日先着10人 ☎車いすや手話通訳を希望する場合は要事前相談

☎交通対策課 ☎481-7454・☎481-6800

子育て世帯臨時特別給付金を支給

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、高校生までの子どもがいる世帯に対し、臨時特別給付金を支給します。

☎以下のいずれかの要件に該当する子育て世帯

①令和3年9月分または10月分の児童手当(本則給付)が支給される

②令和3年10月1日～令和4年3月31日に生まれた子どもを養育している

③①②のうち勤務先から児童手当が支給されている公務員

④平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの子どもの子どもを養育し、児童手当と同水準の所得制限額以下の所得である

※①②に該当する方は申請不要、12月3日以降に順次お知らせを送付

※③④に該当する方は要申請。申請方法などの詳細は決まり次第市☎などでお知らせ

※特例給付(児童手当の所得制限額以上の方に対し児童1人当たり月額5000円を支給するもの)の受給者は対象外

所得制限額表

扶養親族等の数	所得制限額※1	給与収入の目安
0人	622万円	約833万円
1人	660万円	約875万円
2人	698万円	約917万円
3人	736万円	約960万円

※1 源泉徴収票の給与所得控除後の金額や確定申告書の所得金額が目安。詳しい計算方法は市☎参照

支給額／子ども1人につき5万円

☎子ども家庭課 ☎481-7093

災害時は 防犯・防災や災害時に役立つラジオ局 調布FM (83.8MHz)



調布FMは、調布市を中心に放送するコミュニティ放送局です。

文化会館たづくり3階のスタジオから、市内のイベント情報やまちの魅力など、地域に密着した番組を放送しています。災害時は、市内の詳細な被害状況、避難情報、生活情報などの確かな災害情報を提供します。



◎調布FMを聞いてみよう

味の素スタジアムで行われるFC東京ホームゲームの実況生中継や、市民参加型の番組など多彩なプログラムを放送しています。ここでは、おすすめの番組を紹介します。

番組名／午後のカフェテラス

放送日／月～金曜日 正午～午後3時

☎5人のパーソナリティが日替わりでお届けしています。例えば、火曜日はベビーサインや絵本など、家族で楽しめる内容です。

●調布FMを聞く方法／

ラジオ：83.8MHz

パソコン：「ListenRadio」または「サイマルラジオ」

スマートフォン：無料

アプリ「ListenRadio」

☎調布エフエム放送(株)

☎483-0838

(広報課)



市税・国民健康保険税は納期限内に納付を～納税は私たちの義務です～

●税金は皆さんの暮らしを支える財源

市税は、福祉・教育・都市整備などに充てる大切な財源です。

また、国民健康保険税は、国民健康保険制度を支えるための大切な財源です。必ず納期限までに納付をお願いします。

●コンビニエンスストアでも納付可能

曜日や時間を気にせず、全国の主要コンビニエンスストアなど(納付書に記載)で納付できます。

利用できる税目／市・都民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税
期限を過ぎた場合／コンビニエンスストアでの取り扱いができなくなります。納税課へご連絡ください

●ペイジーでも納付可能

インターネットやATMで市税が納付できます。

納付方法／納付書に記載の納付番号などをインターネットやATMに入力し支払い※納付書(赤色)で利用可能

手数料／無料※対応していないATMもあり。時間外など一部のサービスに手数料がかかる場合あり

対象税目／市・都民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税 ※国民健康保険税は令和3年4月以降に発行の納付書から利用可能

●口座振替の利用を

市税・国民健康保険税の納付は、納め忘れのない口座振替をご利用ください。申込用紙は、市内の金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)・農協と、納税課窓口に備えてあります。

☎依頼書(納税通知書に同封または市内の取扱金融機関に備え付け。郵送希望の場合は要連絡)で申し込み※キャッシュカードを市役所に持参して、その場で口座振替手続き可。詳細は要問い合わせ

☎市・都民税(特別徴収)、市・都民税(年金特別徴収(公的年金からの天引き分))、法人市民税、軽自動車税は口座振替での納付は不可

●滞納を放置した場合

納期限を過ぎた後も納付の確認が取れない場合、督促状を送ります。

その後も滞納状態が続くと、法の規定に基づき、財産(預貯金口座や不動産など)の差押えを行い、滞納となっている税に充当します。

●納付が困難な場合は早めに相談を

電話や窓口で納税の相談を受け付けています。災害、病気、失業などで、納付が困難な場合は、早めにご相談ください。

☎納税課(市役所3階) ☎481-7214～20

